ヘルギーのタイムクレジット制度の

立命館大学助教授・前田 信彦

業生涯の時間配分

Marie Guillemard,2002) ° きつつある (Bert de Vroom and Anne distribution of working-time) が議論さ ある。近年の欧州においては、早期退 軟に再編成する労働市場政策に結びつ 齢期までの労働時間や賃金の配分を柔 れており、またこれは、若年期から高 業生涯)における労働時間の配分(re-長によって、労働者のライフコース(職 職慣行の是正と高齢期の就業期間の延 いて、重要な概念の一つは労働時間で 仕事と生活の調和というテーマにお

稿のテーマである仕事と生活の調和に のタイムクレジット制度を紹介し、本 向けてのインプリケーションを得るこ 労働時間政策の一例として、ベルギー 以下では、職業生涯を念頭においた

Ⅱ タイムクレジット制度

ジット(職業キャリアの中断)制度が の調和に関する制度としてタイムクレ ある。これは、 現在、ベルギーにおける仕事と生活 ①出産・育児休暇(一

により廃止された)。休業中は月額で 〇〇二年からのタイムクレジット制度

表1

五週間) リアブレイク制度を改訂し、二〇〇二 族への介護(パリアティフ休業)およ ③介護休業(終末ケアを受けている家 た制度である。 念年一月から民間セクターに適用され ているもので、一九八五年以降のキャ び重病の家族の入院への付き添い)と の出産時から一二日以内で一〇日間) いった休暇制度とは別途に法制化され ②父親の育児休暇 (子ども

者の分布は、公共セクターに多く、 アブレイクの利用者は全従業員の三 ク制度は、一九八五年七月以降二○○ と上限が定められている。表1にみ 職業キャリアの中断制度としては欧 た場合、その代用要員として失業者 イク制度においては、従業員が利用 齢期に多くなっている。キャリアブ 九歳の子育て期、また五〇歳以上の ように、キャリアブレイク制度の利 において最初に導入されたものであ 一年一二月まで適用されてきた制度で た女性に多い。年齢をみると二五~ (Simoens and Denys, 2001) ° キャ 先行的に施行されたキャリアブレイ

> 三三円=一二八円/1EUR で換算)が 護される。 支給され、休業中の解雇から法的に保 最高三八五・四二ユーロ (約四万九三

る。 キャリアブレイク制度が適用されてい である。公的セクターへは以前からの 〇人以上の民間企業へ適用されたもの で、二〇〇二年一月から企業規模が一 〇一年八月)によって導入されたもの 用と生活の質の調和に関する法(二〇 一方、タイムクレジット制度は、 タイムクレジット制度の適用は産

により廃止された)。休業中は月額で○○二年からのタイムクレジット制度	使用する義務がある(これは以下の二た場合、その代用要員として失業者をイク制度においては、従業員が利用しくなっている。キャリアブレ齢期に多くなっている。キャリアブレ	九歳の子育で期、また五〇歳以上の高た女性に多い。年齢をみると二五~三者の分布は、公共セクターに多く、まように、キャリアブレイク制度の利用ように、キャリアブレイク制度の利用アブレイクの利用者は全従業員の三%アブレイクの利用者は全従業員の三%	(Simoens and Denys, 2001)。キャリにおいて最初に導入されたものである職業キャリアの中断制度としては欧州職業とはでは欧州である。
表1 キ	・ャリア・ブレイク	取得者の分布 (1997年)	
	公共セクター		
	民間セクタ-	- 47.0	
	err Lui		
	男性	13.9	
	女性	86.1	
	女性 25歳未満	86.1 1.1	
	女性	86.1	
	女性 25歳未満 25-39歳	86.1 1.1 52.1	
	女性 25歳未満 25-39歳 40-49歳 50歳以上 計	86.1 1.1 52.1 18.9 27.9 100.0	
	女性 25歳未満 25-39歳 40-49歳 50歳以上 計 (実数:人)	86.1 1.1 52.1 18.9 27.9	

業別協約または企業協約によって異 るが、一事業所の全従業員数の上限五

働時間の短縮によるパートタイム労働 であり、 業取得が認められ、また職業生涯にお は一回につき三カ月から一年までの休 働者に三つの権利を付与するものとな れる。休業の内容については、主に労 職年数が五年以上の場合に最大で月額 用される。休業中の手当は、公的な職 第四位「職業訓練」の順で優先的に適 第三位「五〇歳以上の高齢労働者」、 シングルペアレント家庭および一二歳 者の継続利用」、第二位「共働き家庭 場合、優先メカニズムにより決定され 得希望者が全従業員数の五%を越えた が三年まで認められている。 タイムクレジット制度では休業中も解 る。キャリアブレイク制度と同様に、 よび二分の一の労働時間への移行であ 対する労働時間の短縮で、五分の四お 三の権利は五〇歳以上の高齢労働者に つまり、最長五年までの五分の一の労 の権利は、五分の四労働時間への短縮 いて五回まで申請が可能である。第二 っている。第一は、完全休業で、これ =一二八円/1EUR で換算)が支給さ 一五・八二ユーロ(約六万六〇〇〇円 業サービス機関から完全休業でかつ在 以下の子どもが一人以上いる家庭」、 る。すなわち、第一位「介護休業取得 雇から保護され、また社会保険の適用 への移行措置といえるものである。第 制度の取得理由は問われないが、 五年間まで延長が可能である。

クレジット制度への評価

にみられるような家族的責任を前提と 能である。さらに、タイムクレジット うに育児休業は一五週という期間が定 されているという点である。前述のよ ット制度は失業対策との切り離しによ れた経緯がある。 イムクレジット制度においては廃止さ 義務に対しては労使の反対があり、 イク制度でみられた失業者による代用 いう点である。先行したキャリアブレ 業対策とは制度的には分離していると 活の調和を図る点で評価できるだろう。 ト制度は、ファミリー・フレンドリー な点である。この点でタイムクレジッ 右されずに職業キャリアの中断が可能 得可能であるため、 業訓練といった他の理由によっても取 による休業のみならず、学校教育や職 制度のもうひとつのメリットは、 育児休業として継続利用することが可 められるが、タイムクレジット制度を 育児・介護休業制度とは別途に制度化 する法(二〇〇一年八月)によって、 仕事と生活の調和という視点から次の あり、その評価は定まっていないが、 しない「すべての労働者」の仕事と生 三点において評価できるといえよう。 一〇〇二年施行後わずか二年の経過で 第一に、雇用と生活の質の調和に関 このようなタイムクレジット制度は 第二に、タイムクレジット制度は失 純粋に労働者の生活と仕事の調 つまりタイムクレジ 子どもの有無に左 育児 タ

る点である (deinstitutionalization) に対応してい 第三に、タイムクレジット制度は、 わゆるライフサイクルの非制度 (Simoens and Denys, 2001)

Age

old

middle

young

点で評価できるだろう。

和を目的とする制度と位置づけられ

はなく、 されてきた職業生涯=ライフサイクル うに、従来からの典型的に人々に共有 中年期に一時的な引退(キャリアの中 来事が特定の年齢に組み込まれるので ライフサイクルの非制度化とは、 の労働者の多様な職業生涯を前提とし フサイクルが非制度化する中で、 からの離脱を意味する 育や職業訓練の機会があるといったよ 齢期(引退)という具合に、人生の出 て、柔軟な労働時間配分を可能にする (学校教育)→中年期(仕事)→高 があり、 のタイムクレジット制度は、 若年期にボランティア活動、 あるいは高齢期に学校教 図 1 。 ライ ベル 個々

政

みの一つとしても積極的に評価でき

ライフコースの二つのモデル Age Age differentiated differentiated Leisure time Leisure time Education Work Work Education European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions2003より引用

るといえるだろう。

IV ワーク・ライフ・バランスへ

とにもつながるだろう。 涯職業キャリアの選択肢を拡大するこ uation) ともいえるが、これはすでに 厚いことは評価すべきであるが、家族 働者の仕事と子育て(ケア)との調整」 というテーマにおいては、ファミリー・ 度の構築はまた、すべての労働者の生 個人をベースとした労働時間・休暇制 かと考える。子育てをするかしないか 様な個人単位化の議論が必要ではない 度あるいは休暇取得制度においても同 賃金や社会保障制度改革の中で議論さ 換言すれば制度の個人単位化(individ-みへと移行しているといえる。扶養す きの政策から、 ー・フレンドリーという家族的条件付 は育児休業制度とは異なり、ファミリ になされる必要があるだろう。 のライフスタイルが多様化する中で、 いる労働者に対する政策的な配慮が手 が念頭に置かれてきた。子育てをして であろう。これまで仕事と生活の調和 ライフ・バランスへという発想の転換 ファミリー・フレンドリーからワーク・ にかかわらず、 れていることを考えれば、労働時間制 べき家族を前提としない制度の出現は で、ベルギーのタイムクレジット制度 ていない労働者に対する配慮も積極的 子どもがいない、あるいは子育てをし フレンドリーという発想をベースに「労 ク・ライフ・バランス」という枠組 策的インプリケーションの一つは、 イムクレジット制度がもつ重要な 家族的条件をつけない 「すべての労働者のワ 。この点

> アリング調査および収集した資料に基づく。 った雇用省、 本稿は、二〇〇三年九月にベルギーで行 労働組合、使用者団体等へのヒ

参考文献

all,etal(eds), Restructuring work and the life as an alternative to early-exit schemes. Living and Working Conditions(2003) A new orof the worklife. Goul Andersen of older workers:institutional cahnges at the end P.360-374 course. London. University of Toronto Press ganization of time over working life(Info Sheet). cies and citizenship. The Policy Press. 183-207. mard(2002), From externalization to integration Simoens, P., Denys, J., (2001) The career break sen.H(eds.) Changing labour markets, welfare poli-European Foundation for the Improvement of Bert de Vroom and Anne Marie Guilleand Jen-Marsh-

前田信彦 (まえだ・のぶひこ)

三年) 攻。 者の分析」 調整』(共著、ミネルヴァ書房二〇〇二 な著書・論文に『家族と職業―競合と イド・ワー 立命館大学産業社会学部助教授。 「高齢期の多様な働き方とアンペ など。 クへの評価―男性定年退職 (国立女性教育会館二〇〇 社会学・労働者生活論専 主